

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	浅川町

浅川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農政課
所在地 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15
電話番号 0247-36-1183
FAX番号 0247-36-2895
メールアドレス nousei@town.asakawa.fukushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ツキノワグマ、カラス、カワウ、カルガモ、アオサギ、コサギ、ダイサギ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	浅川町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	—	—
ハクビシン	—	—
カラス	—	—
カルガモ	—	—
タヌキ	—	—
アナグマ	—	—
アライグマ	—	—
ツキノワグマ	—	—
カワウ	—	—
アオサギ	—	—
コサギ	—	—
ダイサギ	—	—
農産物被害合計		— 千円 —kg
水産物被害合計		— 千円 —a
合 計		— 千円 —a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

ア イノシシの被害

自家用野菜のばれいしょ（5月～7月）の被害報告があるが、件数は少なく毎年ではない。なお、発生場所は主に町の北部と東部に集中している。ただし、目撃情報は定期的に報告があり、中山間地域の農地だけではなく隣接している住宅街などでも目撃情報が多くなりつつある。

イ ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマの被害

自家用野菜、果樹の食害等の被害が町内一円にて報告があり、近年は空き家となった住宅に住み着く被害が発生しており、個体数が増加し活動範囲が増加する傾向にある。

ウ ツキノワグマの被害

被害状況は確認できていないが、近隣市町村での目撃情報が増えていることから、今後被害が発生する危険性がある。

エ カラス、カルガモの被害

被害状況は確認できないが、目撃情報から個体数が増加している。

オ カワウ、アオサギ、コサギ、ダイサギの被害

カワウ、サギ類による被害状況は確認できないが、町内を流れる社川及びその支流において放流したコイ、ウグイ、ヤマメの捕食による被害が懸念される。また近年、サギ類の飛来数が増加し水稻の踏み倒しが目撃されている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害額	—	—
イノシシ	—	—
ハクビシン	—	—
カラス	—	—
カルガモ	—	—
タヌキ	—	—
アナグマ	—	—
アライグマ	—	—
ツキノワグマ	—	—
カワウ	—	—
アオサギ	—	—
コサギ	—	—
ダイサギ	—	—
農作物被害面積	—	—
イノシシ	—	—
ハクビシン	—	—
カラス	—	—
カルガモ	—	—
タヌキ	—	—
アナグマ	—	—
アライグマ	—	—
ツキノワグマ	—	—
カワウ	—	—
アオサギ	—	—
コサギ	—	—
ダイサギ	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浅川町鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲を実施している。 ・ 捕獲手段は、銃器、箱わな、くくりわなを使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊員の高齢化により、捕獲の担い手育成が急務となっている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵の設置に対し資材費の一部を補助し、農家個人による電気柵等の設置による取組が行われている。 ・ 放任果樹の除去等については、広報紙を通じて広く周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置の必要性の周知や設置後の管理についての支援が必要である。 ・ 放任果樹の除去等を含めた農地周りの環境整備について、より意識を高めてもらうための周知が必要である。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣の寄り付きにくい環境整備に係る知識普及の啓発活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の温床となる耕作放棄地の整備、放任果樹等の誘引物の管理について、地域一体となった対策が必要である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物等の被害は自家用野菜に留まっているが、目撃情報は増加しており、ハクビシン、アライグマ、タヌキの捕獲数が多い。その対策として、以下のことに取り組む。

なお、イノシシについては令和3年度より捕獲数が減少しているものの、目撃情報は定期的に寄せられることから、引き続き、有害捕獲による個体数調整を実施する。

ア 箱わなやくくりわなの捕獲機材を導入するとともに、捕獲技術の向上を目的とした研修会等を実施し、効率的な捕獲方法の確立を目指す。

イ 浅川町鳥獣被害対策実施隊は高齢化が進んでいるが、若者の狩猟免許取得者が一定数いることから、狩猟免許取得に関する周知や支援を検討し、有害鳥獣捕獲の担い手の育成を図る。

ウ 鳥獣被害防止関係者が連携し、対象鳥獣ごとに被害の実態調査を実施するとともに、総合的な被害防止対策を講ずる。また、浅川町鳥獣被害対策実施隊と地域住民との連携により被害地区のパトロールや追払いを実施する。さらに、鳥獣の目撃情報が多い地区を中心に電気柵等の設置の補助制度があることを周知する。

エ 地域住民が自ら農作物を守る意識を持つとともに、住民が主体となって被害防止対策が講じられるよう啓発を図るなど地域ぐるみで鳥獣被害対策を推進する。

オ 被害・目撃情報が多い地域を中心に注意喚起の立て看板を設置する。
また、住民には回覧や広報で注意を促す。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会石川支部浅川分会からの推薦を受けた者を浅川町長が実施隊員として委嘱し、浅川町鳥獣被害対策実施隊を編成している。

捕獲については、浅川町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ カラス カワウ カルガモ アオサギ コサギ ダイサギ	ア 広報紙等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許実施等の情報を広く周知するとともに研修会等への参加を促し、狩猟免許取得を支援する。 イ 必要に応じ箱わな、くくりわなを購入し、捕獲技術の向上を目的とした研修会を開催する。 ウ 追払い活動を行い、被害を事前に防止する。

令和7年度	イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ カラス カワウ カルガモ アオサギ コサギ ダイサギ	ア 広報紙等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許実施等の情報を広く周知するとともに研修会等への参加を促し、狩猟免許取得を支援する。 イ 必要に応じ箱わな、くくりわなを購入し、捕獲技術の向上を目的とした研修会を開催する。 ウ 追払い活動を行い、被害を事前に防止する。
令和8年度	イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ ツキノワグマ マ カラス カワウ カルガモ アオサギ コサギ ダイサギ	ア 広報紙等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許実施等の情報を広く周知するとともに研修会等への参加を促し、狩猟免許取得を支援する。 イ 必要に応じ箱わな、くくりわなを購入し、捕獲技術の向上を目的とした研修会を開催する。 ウ 追払い活動を行い、被害を事前に防止する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画、福島県アライグマ防除実施計画（第2期）、福島県カワウ管理計画（第4期計画）、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 8頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 8頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 8頭
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 90頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 90頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 90頭
タヌキ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 90頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 90頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 90頭
アナグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10頭
アライグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県アライグマ防除実施計画(第2期)に基づく基準による。 捕獲目標 50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県アライグマ防除実施計画(第2期)に基づく基準による。 捕獲目標 50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県アライグマ防除実施計画(第2期)に基づく基準による。 捕獲目標 50頭
ツキノワグマ	—	—	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 1頭
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画(第4期計画)に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画(第4期計画)に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画(第4期計画)に基づく基準による。 捕獲目標 5羽

カルガモ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽
アオサギ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽
コサギ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽
ダイサギ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 5羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>ア 捕獲手段</p> <p>ア) イノシシ…箱わな、くくりわな及び銃器による。</p> <p>イ) ハクビシン タヌキ、アナグマ、アライグマ…箱わなによる。</p> <p>ウ) ツキノワグマ…箱わな及び銃器による。</p> <p>エ) カラス、カワウ、カルガモ、アオサギ、コサギ、ダイサギ…銃器による。</p> <p>イ 捕獲時期 農作物被害が多発する4～11月にかけて重点的に実施する。</p> <p>ウ 捕獲場所 被害が大きい地区について重点的に行う。</p> <p>なお、上記時期及び場所は、浅川町鳥獣被害対策実施隊と情報交換し協議する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシの有害捕獲を巻狩で実施する際、必要である。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
浅川町	カワウ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣によ

る農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	—	—	電気柵の設置 2,500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	浅川町鳥獣被害対策実施隊で実施 ○電気柵の設置に関する先進地の事例収集等を行い、住民への情報提供及び電気柵の設置助成を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区におけるパトロールの体制について、地区ごとに研修会及び検討会を開催する。	浅川町鳥獣被害対策実施隊で実施 ○電気柵の設置に関する先進地の事例収集等を行い、住民への情報提供及び電気柵の設置助成を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区におけるパトロールの体制について、地区ごとに研修会及び検討会を開催する。	浅川町鳥獣被害対策実施隊で実施 ○電気柵の設置に関する先進地の事例収集等を行い、住民への情報提供及び電気柵の設置助成を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区におけるパトロールの体制について、地区ごとに研修会及び検討会を開催する。
カラス カルガモ アオサギ コサギ ダイサギ カワウ	浅川町鳥獣被害対策実施隊で実施 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○花火等による追払い活動を実施する。 ○防鳥ネット等被害対策の効果を検討する。	浅川町鳥獣被害対策実施隊で実施 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○花火等による追払い活動を実施する。 ○防鳥ネット等被害対策の効果を検討する。	浅川町鳥獣被害対策実施隊で実施 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○花火等による追払い活動を実施する。 ○防鳥ネット等被害対策の効果を検討する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、カラス、カワウ、カルガモ、アオサギ、コサギ、ダイサギ	農作物の被害発生場所や、鳥獣の捕獲場所を可視化し、広報紙などにより周知する。また、放任果樹の除去等を含めた農地周りの環境整備について、より意識を高めてもらうための周知を実施する。
令和7年度	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、カラス、カワウ、カルガモ、アオサギ、コサギ、ダイサギ	農作物の被害発生場所や、鳥獣の捕獲場所を可視化し、広報紙などにより周知する。また、放任果樹の除去等を含めた農地周りの環境整備について、より意識を高めてもらうための周知を実施する。
令和8年度	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ツキノワグマ、カラス、カワウ、カルガモ、アオサギ、コサギ、ダイサギ	農作物の被害発生場所や、鳥獣の捕獲場所を可視化し、広報紙などにより周知する。また、放任果樹の除去等を含めた農地周りの環境整備について、より意識を高めてもらうための周知を実施する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

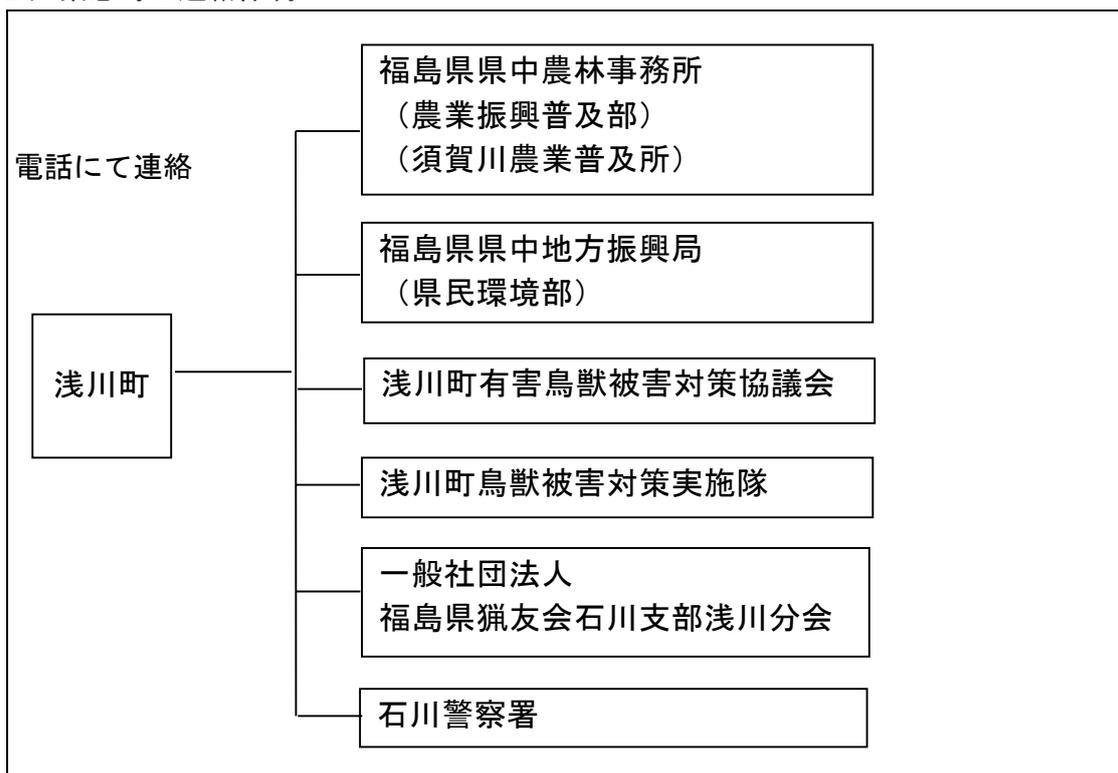
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
浅川町	関係機関との連絡調整及び住民への情報提供を行う。
浅川町有害鳥獣被害対策協議会	有害鳥獣による被害状況調査を実施し、被害防止対策の検討や、住民への情報提供を行う。
浅川町鳥獣被害対策実施隊	関連機関と連携し、警戒、追払い又は補殺を行う。
福島県猟友会石川支部 浅川分会	関連機関と連携し、警戒、追払い又は補殺を行う。
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部) (須賀川農業普及所)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導を行う。
石川警察署	避難誘導及び交通規制を行い、住民の安全確保を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシは国からの出荷制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難である。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	浅川町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
浅川町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
浅川町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連の情報収集及び有害鳥獣捕獲、追払い活動、被害防止対策を行う。
一般社団法人 福島県猟友会石川支部 浅川分会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
夢みなみ農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導を行う。
浅川町農業委員会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
ふくしま中央森林組合 石川岩瀬事業所	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石川警察署	狩猟等に関する助言及び指導並びに情報提供を行う。
福島県中地方振興局 (県民環境部)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県中農林事務所 (農業振興普及部) (須賀川農業普及所)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
阿武隈川漁業協同組合 石川支部	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する業務を行う。
浅川町行政区長会	被害地域の住民代表として情報提供を行う。
福島県中農林事務所 森林林業部	農地周辺の環境整備としての森林整備に関する情報提供、助言・指導等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年7月に浅川町鳥獣被害対策実施隊を設置。
実施隊員7名を委嘱(うち隊長1名、副隊長1名)。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。